

**申し込み時の  
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢  
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)  
⑦ 返信先(往復はがきの場合)

**シニアはつらつセミナー**

シニア世代の社会参加など  
についてのシンポジウムは、  
3月24日(火)午後1時30分  
4時。

所 社会福祉総合センター(中  
央区大通西19)。

定 300人。

申 3月11日(水)からCC。(先着)

詳細 市コールセンター  
(22) 4 8 9 4



**商店街に対する支援制度の  
説明会**

来年度の商店街、小売市場  
などに対する支援制度の説明  
会を開催します。

3月24日(火)午後2時～3時  
30分。

所 S T V北2条ビル(中央区  
北2西2) 6階会議室。

対 商店街・小売市場などの団  
体役員、事務局員など。

申 上欄**必要事項**と団  
体名、代表者名、参加人数を  
記入し、3月19日(木)までに産  
業振興課(FAX)51330へ。

詳細 産業振興課(211) 2 3  
7 2、HP

**北海道の最低賃金**

昨年10月19日から地域別最  
低賃金(パートタイムなど

を含む)は、時間額667円と  
なっています。なお、特定の  
産業で働く方には、産業別最  
低賃金が適用されます。

詳細 雇用推進課(211) 2 2  
7 8



**国民健康保険**

**遠隔地証の発行**

家族の方が通学などのため  
ほかの市町村に住む場合には、  
遠隔地証を交付します。保険  
証、在学(園)証明書を持参の  
上、申請してください。

国民保の届け出は14日以内

国民健康保険の加入の届け  
出は、勤務先の健康保険をや  
めたなどの事実が発生した日  
から14日以内です。14日を過  
ぎてから届け出た場合は、仮  
にそれまでに支払った医療費  
(10割分)があつたとしても、  
保険給付分(7割分など)の払  
い戻しを受けられませんので  
ご注意ください。

**国民健康保険料は  
期限内に納めましょう**  
**滞納整理特別強化月間**

- ★滞納処分の強化  
(給与・預金などの差し押さえ)
- ★滞納世帯への財産調査の強化
- ★納付相談・納付指導の強化

納付が困難な方は、  
区役所の保険年金課へご相談を

詳細 区役所(1階)の保険年  
金課

**国民年金**

外国人の方も国民年金に

国民年金は、高齢になつた  
ときや、不慮の事故などで障  
がい者になつたとき、一定の  
条件を満たした方に年金を支  
給し、生活の安定を図る制度  
です。国内にお住まいの外国  
人の方も、20歳以上60歳未滿  
の間は国民年金に加入する必  
要があります。ただし、厚生  
年金・共済組合の加入者や、  
協定で加入を免除されている  
国の方を除きます。

詳細 区役所(1階)の保険年  
金課年金係

**介護保険**

有効期限が3月31日の保険  
証をお持ちの方へ

3月中旬に新しい保険証を  
送ります。有効期限の切れた  
保険証は破棄してください。  
なお、有効期限欄のない保  
険証は、引き続き有効です。  
詳細 区役所(1階)の保険年  
金課



**市税滞納整理強化週間**

夜間・休日に行う納税催告  
を強化します。期間中は夜  
間・休日の納税相談窓口を開

設けていますので、ご利用く  
ださい。

この日以外でも区役所に  
よつては、夜間・休日の納税  
相談を実施している場合があ  
りますので、区役所納税課ま  
でお問い合わせください。

3月9日(月)～13日(金)午後8  
時まで。14日(土)・15日(日)午前  
9時～午後4時。

詳細 区役所(1階)の納税課

**軽自動車税の申告**

軽自動車税は、毎年4月1  
日現在、軽自動車などを所有  
している人に課税されます。  
軽自動車などを取得した場合  
は15日以内に、軽自動車など  
を廃車・売却した場合や転居  
した場合は30日以内に申告を  
してください。

なお、札幌地区軽自動車協  
会と札幌運輸支局は3月中旬  
以降混雑しますので、早めの  
手続きをお願いします。

**軽自動車税の申告**

車種	申告先
原動機付 自転車	区役所の課税課、 市指定の原動機付自転 車標識取扱所
小型特殊 自動車	区役所の課税課
軽自動車	札幌地区軽自動車協会 (北区新川5の20)
二輪の 小型自動車	札幌運輸支局 (東区北28東1)

■**固定資産価格などをご覧に  
なれます**  
いずれも本人確認できるも

**3月は  
滞納整理強化月間  
です**

納め忘れの市税は  
ありませんか?  
いま一度お確かめの上、  
年度内に納めましょう

納税に関する相談は、  
区役所(1階)の納税課へ

のをお持ちください。

**縦覧帳簿の縦覧**

固定資産税(土地・家屋)  
の納税者(納税管理人、個人  
の場合は同居の家族、法人の  
場合は事務担当者も可)は、  
縦覧帳簿を縦覧することによ  
り、自分の資産の価格が適正  
かどうか、ほかの資産と比較  
できます。

縦覧期間 4月1日(水)～30日(木)  
所 資産の所在する区の区役所  
の課税課。

**課税台帳の閲覧**

固定資産税の納税義務者は、  
自分の資産の課税台帳を年間  
を通じて閲覧できます(来年  
度分は4月1日(水)から)。借  
地借家人(賃貸借契約書など  
で確認します)も、借りてい  
る対象資産(家屋の場合はその  
敷地も含む)の課税台帳を  
閲覧し、固定資産税額を確認  
できます。詳しくはお問い合  
わせください。

借地借家人は、土地1筆、  
家屋1棟(区分所有家屋につ  
いては専有部分1個)ごとに

400円。  
詳細 区役所(1階)の課税課